

農林業センサス研究会開催要領

平成29年5月
大臣官房統計部

第1 目的

農林業センサスは、5年ごとに我が国農林業・農山村の基本構造及びその動向を全数調査により把握する最も基幹的な統計調査であり、農林業施策の推進に必要な基礎的かつ総合的な統計データ及び各種農林統計に必要な母集団情報の提供を目的としている。

2020年農林業センサスにおいては、当面のニーズに加えて、近年の個人情報保護の意識の高まり等、調査環境の変化への対応も可能となるよう、円滑かつ効率的な調査内容・手法とする必要がある。

このようなことから、2020年農林業センサスの実施に向け、調査事項、調査手法、調査実施計画等について幅広く検討を行うことを目的として「農林業センサス研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

第2 検討事項

1 新たな施策ニーズへの対応

新たな施策ニーズ及び現状の結果の利活用状況を踏まえ、調査項目の新設・簡素化を検討

2 調査方法等の見直し

オンライン調査の導入拡大の検討、調査員負担の軽減等

3 実施計画案の策定

調査の準備から結果公表までの一連の工程を示した計画の検討

4 その他

調査結果の高度利用、広報のあり方等

第3 構成

1 研究会は、別紙に掲げる委員によって構成される。なお、必要に応じ委員以外の有識者の参加を求めることができるものとする。

2 研究会に、委員から互選される座長及び座長代理各1名を置く。

第4 運営

1 研究会は、農林水産省大臣官房統計部長が招集する。

2 研究会は、意見交換の場のため、研究会における意見の取りまとめは、あくまで意見交換の結果として位置付けることとする。

3 研究会の議事の運営は、座長が行う。座長が不在の場合には、座長代理がその職務を代理する。

4 研究会は、公開とする。ただし、研究会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は研究会に諮って、非公開とすることができる。

- 5 研究会は、議事録を作成し公表する。ただし、研究会を非公開とする場合は、議事概要を作成し公表する。
- 6 研究会の庶務は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室において処理する。
- 7 その他研究会の運営に必要な事項は、座長が研究会に諮り決定するものとする。

別紙

農林業センサス研究会委員名簿

あんどう 安藤	みつよし 光義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
おおやま 大山	やすし 泰	(株) フジテレビジョン 報道局取材センター室長 兼 解説委員
こばやし 小林	やすお 安男	長野県農政部農村振興課長
じつかわ 貫川	かつゆき 勝之	株式会社 アグリスリー
たけだ 竹田	まり 麻里	東京大学大学院農学生命科学研究科助教
はしぐち 橋口	たくや 卓也	明治大学農学部食料環境政策学科准教授
ふじかけ 藤掛	いちろう 一郎	宮崎大学農学部森林緑地環境科学科教授
ほしの 星野	たかゆき 高章	有限会社 農園星ノ環
まえだ 前田	かよこ 佳良子	セブンフーズ株式会社
まきはら 槇原	ともこ 智子	茨城県高萩市産業建設部農林課長
むらおか 村岡	まゆみ 真由美	富山県経営管理部統計調査課長
ゆきとも 行友	わたる 弥	(株) 農林中金総合研究所 特任研究員